

屋久島町エコツアーリズム推進全体構想について

1 これまでの経緯

＜第4回エコツアーリズム推進協議会／平成22年8月30日＞

- 観光協会から、縄文杉ルートの利用調整以外の構想の内容については、概ね異論はなかった。ただし、委員からの修正意見が反映されていない部分があり、縄文杉ルートの利用調整の内容について再度総会を設定し協議することとなったことから、次回協議会までに引き続き協議することとなった。
- 全ての委員ともに利用調整導入の必要性に異議はなかったが、観光業の経済的影響を考慮し、人数設定及び周知期間の確保が必要との意見があった。
- 事務局は、科学委員に対して、全体構想の内容と会議結果について報告を行った。

＜第5回エコツアーリズム推進協議会／平成22年11月19日＞

- エコツアーリズム推進協議会の各構成機関と協議を重ねた結果、利用調整の部分については次のとおり修正提案し、承認された。（太文字部分が修正箇所）
- 事務局は科学委員に対して、承認された内容について報告を行った。

特定自然観光資源① 縄文杉に至る大株歩道周辺の植生

＜利用調整及び行為規制の概要＞

① 目指すべき姿

利用者が歩道周辺のヤクスギ林やコケ類を含む自然植生や、沢・溪谷などの水環境の保全に配慮し、混雑感ができる限り解消された中で、ゆったりと自然の雄大さや自然と人の関わり等について、体験できること。

② 利用調整区域

大株歩道入り口から高塚小屋手前までの登山道（大株歩道）及び歩道中央部から両側2mに含まれる範囲（自然観察道を含み高塚小屋は含まない。）

③ 利用調整期間

3月1日～11月30日

④ 対象者

利用調整区間を通過するすべての利用者

⑤ 立ち入り人数の上限

- a. 日帰り利用者 360人
- b. 宿泊利用者 60人

※ 平成23年は、予約システムの開発及び普及期間として位置付け、利用調整は行わない。

平成24年は、観光事業者の制度順応期間及び激変緩和措置として、3連休以上の連休（最終日を含まない）時には、利用者の人数を暫定的に420人+200人とする。

平成 25 年 3 月からは、420 人での利用調整とする。ただし、学生による研修や教育を目的とした旅行については、別途屋久島町が調整できるものとする。

※ 昔から島民（猟師・木樵・炭焼きなど）にとって、年 3 回（旧暦 1 月 16 日、旧暦 5 月 16 日、旧暦 9 月 16 日）は山の神を祀る日であり、その日は山での災害を防ぐため山に入ることを禁じられていました。このため、利用調整期間中の旧暦 5 月 16 日及び旧暦 9 月 16 日は立ち入らないこととする。

⑥ 立入りの承認を要しない行為

- ・ 非常災害のために必要な応急措置及び通常管理行為を行うために立ち入る場合。
- ・ エコツアー推進法施行規則第 7 条に掲げる各種行為を行うために立ち入る場合（農林水産業を営むために必要な行為、枯損した木竹又は危険な木竹を伐採する等）。

⑦ 行為規制

サルやシカ等の野生動物に餌を与えること

飼養動物（盲導犬・介助犬・聴導犬を除く）を連れて行くこと

特定自然観光資源② 永田浜のウミガメ

<利用調整及び行為規制の概要>

① 目指すべき姿

北太平洋最大のウミガメ上陸地である永田浜におけるウミガメの産卵ふ化環境が適切に保全されること。

地元の永田集落における人とウミガメのつながりの長い歴史と経験を活かした適正な利用が実現すること。

② 利用調整区域

特定自然観光資源「永田浜のウミガメ」の全指定区域

③ 利用調整期間

5 月 1 日～8 月 31 日 午後 8 時～翌日の午前 5 時

④ 対象者

期間内に永田浜を訪れる全ての者

⑤ 立ち入り人数の上限

a. 5 月 1 日～14 日：立ち入りを認めない

b. 5 月 15 日～7 月 31 日：80 人／1 日 ウミガメ産卵観察

c. 8 月 1 日～8 月 31 日：120 人／1 日 子亀の放流体験

※ ただし、修学旅行など環境学習を目的とした団体については、上記人数に関わらず、1 日 1 団体のみ受け入れ可能とする。この場合、観察利用にあたっては、ウミガメへの影響がないように、適正な体制の下、特段の配慮を払うものとする。

※ 平成 23 年は、予約システムの開発及び普及期間として位置付け、利用調整は行わず、平成 24 年から実施予定とする。

⑥ 利用条件

永田浜ウミガメ保全協議会が開催する観察会等に参加すること。

⑦ 立入りの承認を要しない行為

- ・ 非常災害のために必要な応急措置及び通常管理行為を行うために立ち入る場合。
- ・ エコツアー推進法施行規則第 7 条に掲げる各種行為を行うために立ち入る場合

(法令の規定による自然環境の保全のための事業を行うこと等)。

⑧ 行為規制

懐中電灯等照明器具を使用すること (利用調整期間中に限る)。

カメラ等によりフラッシュ撮影を行うこと (利用調整期間中に限る)。

特定自然観光資源③ 西部地域の生態系及び歴史的資源

<利用調整及び行為規制の概要>

① 目指すべき姿

利用施設等の整備がなされずに、そのままの自然環境が適切に保全されること。

限定した利用のなかで、屋久島の自然の価値及び自然と人との関わりの歴史を直接観察し、体感し、学ぶことができる最適の資源として活用されること。

② 利用調整区域

特定自然観光資源「西部地域の生態系及び歴史的資源」の全指定区域

③ 利用調整期間

通年

④ 対象者

観光客、営業活動により利用するガイド

(釣り客、研究者、屋久島町民(利用ガイドを除く)を除く)

⑤ 立ち入り人数の上限 ※ガイドを含む人数

a. 半山地区：25人／1日 (1団体7人まで) ※

b. 川原地区：25人／1日 (1団体7人まで) ※

※ 平成24年3月1日から実施予定とする。

⑥ 利用条件

営業活動により立ち入るガイドについては、「西部地域利用ガイド」の認定を受けた者に限る。

観光客は「西部地域利用ガイド」に同行する者に限る。

⑦ 立入りの承認を要しない行為

- ・ 非常災害のために必要な応急措置及び通常管理行為を行うために立ち入る場合。
- ・ エコツアー推進法施行規則第7条に掲げる各種行為を行うために立ち入る場合 (枯損した木竹又は危険な木竹を伐採する、法令の規定による自然環境の保全のための事業を行うこと等)。

⑧ 西部地域利用ガイド認定制度

西部地域の自然環境の価値や人との関わりの歴史を正しく理解し、その保全に取り組み、持続可能な方法で訪れる方々へそれらの大切さを伝えるガイドを認定するもの。

認定を受けるには、まず「屋久島登録ガイド」であることが条件であり、加えて、西部地域に関する講習を受講し、試験に合格することを必要とする。

西部地域利用ガイドの遵守事項として、毎年一定回数以上の環境保全活動への参加や研究者による現地講習会への出席を定める。

⑨ モニタリング

利用ガイドに利用時のモニタリング調査を義務づけ、年1回程度その結果を分析し、研究者との意見交換を行い、必要に応じて利用調整内容を見直す。

⑩ 行為規制

- サルやシカ等の野生動物に餌を与えること
- 林内に飼養動物（盲導犬・介助犬・聴導犬、猟犬を除く）を連れて行くこと
- 住居跡地等に所在する産業・生活遺跡に属するもの（食器、林業器具等）を持ち去ること
- 決められた区域以外に立ち入ること

2 利用規制に係るモニタリングの内容

全体構想において、町では次のモニタリングを行うことを予定している。

① 山岳部のトイレ調査として、し尿による地下水等汚染状況を把握

平成20年度から山岳部トイレのし尿については、人力による搬出を行っており、その実施の評価を行うためにも、過去に環境省が行っていた本調査の手法及び結果を参考に実施を予定している。

② 観光客の動向、利用者の意識調査

利用調整のシステムにおいて、既存の登山バスを活用した立入人数のコントロールと立入承認及び現地での承認認証を予定している。また、予約・認証状況をデータベース化した動向把握、登録ガイドに対して現地モニタリングの協力依頼を行う。

インターネット上や島内宿泊施設等でのアンケート調査を順次実施し、利用者の動向及び意識調査を把握する。

3 モニタリングの結果の評価と利用ルールの見直しについて

モニタリング結果等に基づき、科学委員会の助言を得て評価を行い、エコツアーによる利用が自然環境に悪影響を与えていることが示唆された場合には、速やかに利用ルールの見直し等について検討する。

なお、町の独自財源での調査は、継続性に乏しいことから、有効な補助制度の活用や関係機関の助成を受け実施できる範囲で行う予定である。

さらに、科学委員が在席する各機関において調査研究からの支援が可能な部分については、積極的に活用したい。